

学 第 191 号
令和 8 年 7 月 13 日

各私立学校長及び各私立学校設置者 様
(幼(幼稚園型認定こども園を含む。)・中・高・特・専(高等課程))

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

こども性暴力防止法における施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の
分散方法について

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(略称:こども性暴力防止法)が令和 8 年 12 月 25 日から施行されることに伴い、学校設置者等は、施行時現職者について、令和 11 年 12 月 24 日までの間に、全ての学校設置者において施行時現職者の犯罪事実確認が行われる必要があります。

今般、下記のとおり、施行時現職者の犯罪事実確認の交付申請の時期と手続き方法についてお知らせします。

記

1 施行時現職者の定義

施行時現職者とは、法の施行の際、現に存在又は行われている学校設置者等の施設、事業等について、以下に該当する者。

- ・法の施行の際、現に教員等としてその本来の業務に従事させている者
- ・施行日の前日までに当該業務に従事させることを決定していた者であって、施行日後に当該業務に従事させる者

2 施行時現職者の犯罪事実確認について(私立学校等)

私立学校等に係る分散申請の具体的な方法は、次のとおりです。

(1) 分散申請について

施行時現職者の犯罪事実確認が、3 年間で滞りなく行われるよう、犯罪事実確認書の交付申請の時期を分散することとしています。

こども家庭庁において、令和 9 年 4 月以降 1 か月ごとに、各都道府県を 27 区分(27 か月)に割り振りましたので、指定された申請対象月に申請を行います。

(2) 申請対象月の通知について

対象従事者に予見可能性を持たせないため、都道府県の区分の順番には、ランダム性を持たせています。

そのため、申請対象月の共有については、次のとおり別途通知いたします。

① 申請対象月が令和 9 年 4 月～7 月の場合

本通知後、所轄庁から速やかに申請対象月を施設・事業所に通知。

② 申請対象月が令和 9 年 8 月～12 月の場合

所轄庁から、申請対象月の 1 年前のタイミングで、施設・事業所に申請対象月を通知。

(例えば、申請対象月が令和 9 年 8 月の場合は、令和 8 年 8 月 1 日以降に通知。)

③ 申請対象月が令和 10 年 1 月～令和 11 年 6 月の場合

こども家庭庁から、申請対象月の 1 年前のタイミングで、システムを通じて各学校設置者等に対象となる施設・事業所の申請対象月を通知。

(3) 学校設置者等における犯罪事実確認書の交付申請手続き

学校設置者等は、次の①から③までに示す手順に従って、犯罪事実確認書の交付申請の手続きを行ってください。

① 申請期間について

学校設置者等は、指定された申請対象月（事業所が属する都道府県が割り当てられた区分期間）に、犯罪事実確認書の交付申請を行ってください。

原則として、申請対象月における申請を基本としますが、その間で対応がどうしても難しい場合には、申請対象月の前後 1 か月を含めて、計 3 か月以内に申請が完了するようにしてください。なお、令和 9 年 4 月が申請対象月の場合に限り、申請対象月の前後 1 か月ではなく、令和 9 年 4～6 月の 3 か月の間に申請が完了するようにしてください。

② 施行時現職者への伝達について

学校設置者等（又は施設・事業所の長）は、施行時現職者に対して、申請対象月の 4 か月前に、申請時期等（戸籍の取得の必要性等）を伝達してください。

4 か月前に申請手続が必要な旨を伝達する際、戸籍等の取得（マイナンバーカードをスマートフォンにかざして取得する際など）に必要な戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の有効期限が 3 か月であることを踏まえ、戸籍の提出を行う予定日から起算して 3 か月以内の日に戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の取得手続を行うよう伝達してください。

3 か月を過ぎると無効となり、再取得が必要となりますので、ご注意ください。

③ 完了報告について

学校設置者等は、全ての施行時現職者の犯罪事実確認が完了したとき、その旨をシステム上で報告してください。完了報告の具体的な方法については、別途お知らせします。

担当	私学振興担当	志和池（しわち）
電話	019-629-5042	
メール	AH0007@pref.iwate.jp	